

# 七飯町物産展等出展支援補助金交付要綱

令和4年6月21日制定

令和5年3月9日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地場産品の販路拡大及び町内の物産振興を目的として、事業者が町外で開催される展示商談会又は物産催事等に出展する事業者に対して、当該事業に要する経費の一部について七飯町補助金等交付規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の全てを満たすものとする。

(1) 町内に住所を有する個人事業者、又は、町内に事業所を有する法人で、補助金申請時において町に対し事業所得の申告がある事業者であること。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 町外（渡島・檜山管内を除く）で開催される展示商談会又は町外で開催され、かつ、出展者数が10を超える規模の物産催事への出展であること。

(2) 出展ブースで七飯町のPR（のぼり旗、ポスター掲示、パンフレットの配置等）をすること。

(3) イベントが政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。

(4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関や関係団体からの補助金、負担金の金銭的支援を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 出展料 参加負担金及び出展料

(2) 借上料 出展に伴う器具等借上げ費用

(3) 賃金 会場で一時的に雇用する人員の賃金

(4) 搬送費 出展物品等の搬送費用（自ら搬送する費用は除く）

(5) その他 町が必要と認める出展に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助限度額は1件あたり5万円とする。ただし、展示商談会については、1件あたり10万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、補助金の交付は、同一事業者につき同一年度2回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業実施の2週間前までに七飯町物産展等出展支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付し、町に申請するものとする。ただし、町と事前協議する場合については、この限りでない。

(1) 出展申込書等の写し

(2) 開催要項等の写し（出展等の内容、出展経費等の費用負担がわかる資料）

(交付決定)

第7条 町は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を精査し、適当と認めるときは、七飯町物産展等出展支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の対象となった事業に要する経費の変更をしようとするときは、七飯町物産展等出展支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要書類等を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額の20%以内で減額になるものについては、この限りでない。

（変更交付決定）

第9条 町は、前条の規定による変更交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、七飯町物産展等出展支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに七飯町物産展等出展支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の関係書類を添付し、町に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る領収書等の写し

（2） 実施内容がわかる画像等

（3） その他、町が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 町は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、七飯町物産展等出展支援補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金確定通知書が通知された場合は、速やかに七飯町物産展等出展支援補助金請求書（様式第7号）を町に提出しなければならない。

2 町は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。